

令和4年度第3回燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 議事録概要

日 時：令和4年8月4日（木） 午後3時00分～午後4時30分

場 所：燕市役所 4階 会議室401

出席委員：今本啓介会長、廣田貴子副会長、中野邦雄委員、中江小夜委員、
山崎貴典委員、山口博幸委員

欠席委員：樋口晃委員

事務局：遠藤総務部長、石田総務課長、高山課長補佐 他職員3名

報道機関：なし

傍聴者：なし

1. 開 会（午後3時00分～）

2. 会長あいさつ

3. 議 題

【諮問】個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（継続審議）

事務局より前回の審議会で意見のあった部分についてまとめた内容の再度確認を行う旨、説明を行った。【以下、検討事項の内容についての説明】

<個票1 個人情報の定義についての確認>

（委員） 「個人情報の取扱いには注意の上」と記載があるが「注意の上」とは具体的に何をイメージしているのか。例えば、複数でチェックを行うといったことか。

（事務局） 現状、燕市には個人情報の取扱いに関しては運用マニュアルがあり、今後はそれを改正法に合わせて随時更新していくイメージである。

安全管理措置については国からの事務対応ガイドが示されているおり、また「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を踏まえ、燕市の個人情報の取扱いについては、規則等や、庁内研修等によって確実な安全管理措置を講じたいと考えている。

<個票2 条例要配慮個人情報についての確認>

（委員） ほかの市町村でも検討中だと思うが、それらの情報は何かあるか。

（事務局） 基本的には検討中との回答だが、県内においては規定するという市町村は聞いていない。過去に個人情報保護委員会との中で聞いたところでは、具体的にこれを規定したいとの相談はなく、実際に委員会が例で挙げたもの以外で規定するものはないのではないかとのことだった。

(委員) : 「社会的身分」には逐条解説では含まれないということだったと思うが、それが変わったということか。

(事務局) 逐条解説では「特定の地域出身であること」自体が触れられていなかったと認識しているが、国の委員会は要配慮個人情報の規定に掲げられる「社会的身分」1つに該当しているかどうかではなくて、「人種」や「社会的身分」で複合的に解釈できるかどうかで判断していくのではないかと考えている。

(委員) 逐条解説では触れられていないとのことだが、「LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域出身である事実」について、国の委員会は結構強い言い方で含まれないということだったが撤回したのか。

(事務局) 撤回していないものと認識している。市町村単位での施策にあるかどうかなのではないか。条例要配慮個人情報自体は、通常の業務以上にさらに特別な取扱いを行っている事情なり、審議会に諮って市町村独自で具体的な措置を講じているような場合に定めるものと認識している。

<個票3 要配慮個人情報の取り扱い制限についての確認>

「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」に限り制限する、国と同じ運用を行う旨を事務局より説明し、各委員から特段の意見・異論はなかった。

<個票4 個人情報の保有制限についての確認>

改正法では、保有個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護を図っており、また独自の保護措置を置くことは国で許容されていないことから、国の法制度の趣旨のとおり、実施機関において適切な安全管理措置を検討・実行することで個人情報保護を図ることで対応したい旨を事務局より説明し、各委員から特段の意見・異論はなかった。

<個票5 目的外利用及び外部提供についての確認>

改正法では、保有個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護を図っており、また独自の保護措置を置くことは国で許容されていないことから、国の法制度の趣旨のとおり、実施機関において適切な安全管理措置を検討・実行することで個人情報保護を図ることで対応したい旨を事務局より説明し、各委員から特段の意見・異論はなかった。

事務局より個票 6 から個票 10 までの内容の説明を行った。

【以下、個票の内容について説明】

〈個票 6 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について〉

- (委員) 1,000 人に満たないものの個人情報ファイル簿は作らないということか。
また、これまで作成された個人情報事務登録簿は、個人情報ファイル化するのか。
- (事務局) 新たに作成する個人情報ファイル簿の内容は必ず個人情報事務登録簿と一致するものではないが、基本的には法定のとおり、1,000 人を超えているものは作成する予定である。
- (委員) 個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿で対象が違うので、内容が被らないところが出てくると思うがどう対応していくつもりか。
- (事務局) 法改正で個人情報ファイル簿の作成の目的はデータ流通のためのデータ管理、現行条例の個人情報事務登録簿は個人情報の適正管理や情報漏洩の監視という点を目的にしたものだと考えている。数や保護の仕方がこれまでは変わるが、法定の個人情報ファイル簿に移行するものとしていきたい。
- (委員) 1,000 人に満たないものは漏えいの監視ができないおそれがないか。
- (事務局) 登録簿による監視と、新たに作成するファイル簿とで情報漏えいした後の安全管理措置や手続きについて異なるものと考えている。
- (委員) 煩雑だから 1,000 人を超えないようにしようといったように、担当者が判断し、少なくするおそれはないのか。
- (事務局) 個人情報ファイル簿の作成に当たっては、どういった業務が作成となりそうかということ、事務局でチェックはできる。基本的には全庁的に取り組む必要があり、例えば担当だけでなく、課単位で取り組みチェックしていきたい。
- (委員) 例えば、年度単位で区切ったり、区域ごとに区切ったりすることで、1,000 人未満にすることはできる。国の場合は、1 億人いる場合の 1,000 人だと少ないが、市単位で考えると、1,000 人では多いように感じる。500 で作ってるところはないか。
個人情報ファイル簿をつくらないことが、どういうことに繋がるかよくわからない部分があるが、そういった点を他の委員は気にされているのではないか。
個人情報事務登録簿と個人情報ファイル簿で 2 つあるのも煩雑になるので、個人情報ファイル簿に統一するのもひとつの手段ではないか。事務局から説明のあった通り情報の利活用の面を考えて、100 人の少ない人数でなく 1,000 人という単位にしているとは思っている。いずれにしても説明は必要なのかなと思う。
- (委員) 自治体にも規模があり、同じ内容なのに、小さい規模の自治体は対象にならない。大きい規模の自治体は対象になるといったことが起こり得るのか。
- (事務局) 起こり得ると考える。個人情報ファイル簿の存在によって、こんな情報を保有

しているというのが明らかになり、情報の透明化の確保なり、利用目的の個人情報の管理なりをオープンにできるメリットがあると考えている。

- (委員) 情報の利活用が進まないことによって地域の活性化が望めない場合もある。
- (委員) それこそ国は、市町村は千差万別あるのに、1,000人という基準に当てはめてこれに市も従いなさいというところが少しひっかかる。一律に1,000人という数字を取った時に、その内容が市にとって公表すべきかどうかは判断できないものだと思う。
- (事務局) 国が利活用のために線引きした基準であると思っている。1,000人未満の情報もファイル簿を作成することは可能。
- (委員) 数の基準を下げることは可能か。1,000人というのは、国への報告もたしか1,000人以上だったから、それもあると思うが。
- (委員) 1,000人以下も個人情報ファイル簿にしたいというのは、事務のスリム化というところもあると思う。ただ、市民の利益に資する目線が非常に大切だと思う。個人情報ファイル簿にすることで、市民にこのようなメリットがあるというところが説明できるのも大事。これまでの例示も、それが市民のどういうメリットになるのかははっきりとわからないところがある。1,000人が、500人になるということが、将来の燕市にとってどういったメリットがあるのかという観点から考えてほしい。
- (委員) 他の自治体では、個人情報事務登録簿を残すというところがある。ただし2つあることは煩雑。そもそも、対象が違う。事務なのかデータベースなのか。取扱事務登録簿を利活用するということはないと思う。ただし、市民にどう説明ができるかという点では、1,000人以下の個人情報ファイル簿を作らないとなると、前よりも個人情報の保護に対する扱いが下がるのではないかと思われかねないので慎重であるべきと考える。

<個票7 自己情報開示請求等の対応>

(不開示情報の規定について)

- (委員) 燕市情報公開条例の不開示情報を国と同じ内容にするということによいか。条例と法を比較した際に、法には公務員の氏名は含まれていない一方、条例では公開してはならない情報の対象となっている。
- (事務局) 氏名の公開は規定と運用も、国と同様とすることとしたい。
- (委員) 国と同様の取り扱いとすることでややこしい問題は生じない認識で良いか。公務員の皆さんとしては公開されることによる心情はいかがか。
- (事務局) 実務として、現在の公開請求で、職員の氏名を求めることが記載される事例は少ない。また法の規定上の文言と今まで異なった点で見たときに、開示請求の際の不整合を直すメリットがあると考えている。

(委員) : 国の場合も、職と職務の遂行に係る部分を公開すると、実質的には氏名を公開することと変わらないという見方もできる。

(開示決定等の期限等について)

(委員) 特例延長として該当になるのは、どういう場合か

(事務局) 今までの事例でいえば、通常延長の範囲内で開示することができている。

想定されるケースで言えば、大量請求によるケースや、自己の住民票について誰が申請したか調べてほしいということで、何年にもわたるように調べたいといったケースが当たるのではないかと。

(委員) 細かいところではあるが、一日延びてもいいのかな、15日でもではないかと思う。通常延長も30日でなく29日だと変に感じる。検討してみてもいいのではないかと。

<個票8 自己情報開示請求等の手数料について>

(委員) 現行の条例だと、開示請求に関してUSBやCD-Rで渡すことを想定していないが、そのようなケースが良い場合もある。これを機会に検討してもよいのではないかと。

(事務局) 今後、他の開示の手法も含めて検討していきたい。

<個票9 行政機関等匿名加工情報制度について>

(委員) 燕市では制度導入を見送ることでよいか。

(事務局) そのとおりである。利用契約を結ぶ場合については手数料が必要となる。個票では、行政機関等匿名加工情報について、当市でやるかやらないかについて検討をした。

国の方では、政令指定都市等は規定することになるが、燕市に関しては当面の間任意であることから、早急な募集提案については控えたい。

理由は、制度に対するニーズがどれほどあるかの調査、データの利活用の前提となる個人の権利利益を不当に侵害することがないように、情報の加工に関して研究が必要と事務局では考える。

当市の政策や、データの利活用等の状況を踏まえ、検討していきたい。

また、手数料についても条例に記載するは控えることとしたい。

【原案のとおり異論なし】

<個票10 審議会への諮問案件について>

(事務局) 改正法に伴う条例案には、「審議会への諮問」について規定したい。

「燕市情報公開・個人情報制度審議会条例」の所掌事務についても見直しを行っていききたい。

今まで審議事項としてきたこと以外に、国の個人情報保護委員会への照会事項等については、今後審議会で報告事項とさせていただきたい。

(委員) 審議会の仕事については、事務局説明のとおり今後減るものと考えられる。

【原案のとおり異論なし】

3. 閉会（～午後4時30分）

以上